

「西都市こども計画（素案）」に対するパブリックコメントの実施結果

○意見募集期間 令和7年2月10日（月）から令和7年3月10日（月）まで

○意見数 2通 9件

○意見の内容及び意見に対する市の考え方

	意見項目	ご意見の内容	本市の考え方
1	第1章 2（2）	子ども・子育て支援法の説明をするのに同法に基づくものという表現は適切ではないのではないか。	ご意見を踏まえ、「本計画は子ども・子育て支援法第61条第1項に基づくもので」といたします。
2	第1章 2（3）	有効期限が再延長とあるが、再延長なのかどうか確認して欲しい。	令和6年5月に次世代育成支援対策推進法（次世代法）が改正され、次世代法の有効期限が令和17年3月31日までに再延長されました。
3	第1章 2（4）	こどもの貧困対策の推進に関する法律「第9条第2項」に基づくところがあるが、「第10条第2項」ではないか。	ご意見のとおり「第10条第2項」に修正いたします。
4	第1章 2（4）	全体の説明文について、表現を変更してはどうか。	ご意見を踏まえ、説明文を変更いたします。
5	学校教育、 スポーツの 充実	全国の優秀な教師のリモート授業。（小中高）各学校に教員を雇うより効率的で、不登校の子供たちも自宅や施設で平等に授業が受けれる。	ご意見を関係部署と共有させていただきます。
6	学校教育、 スポーツの 充実	妻高校に体育科を作る	ご意見を関係部署と共有させていただきます
7	学校教育、 スポーツの 充実	スポーツの外部委託。専門のライセンスを持った指導者やクラブチームを誘致する。（今までのようにお父さんコーチやボランティア指導者、未経験の顧問では限界がある。）	ご意見を関係部署と共有させていただきます
8	学校教育、 スポーツの 充実	スポーツ施設の開放。（清水台グラウンドなど予約がない時は一般開放するなど思いっきり遊べる広場が必要）	ご意見を関係部署と共有させていただきます
9	学校教育、 スポーツの 充実	スポーツ施設のナイター設備設置（近い将来、温暖化の影響で日中のスポーツ活動が出来なくなる）	ご意見を関係部署と共有させていただきます